

議案第37号

多可町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和4年5月25日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する  
条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成17年多可町条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中「

6月1日	100分の217.5	100分の174.0	100分の130.5	100分の65.25
12月1日	100分の217.5	100分の174.0	100分の130.5	100分の65.25

」を「

6月1日	100分の210.0	100分の168.0	100分の126.0	100分の63.0
12月1日	100分の210.0	100分の168.0	100分の126.0	100分の63.0

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の多可町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例第6条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、217.5分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表

現 行					改 正				
(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。					(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
(略)					(略)				
6月1日	<u>100分の217.5</u>	<u>100分の174.0</u>	<u>100分の130.5</u>	<u>100分の65.25</u>	6月1日	<u>100分の210.0</u>	<u>100分の168.0</u>	<u>100分の126.0</u>	<u>100分の63.0</u>
12月1日	<u>100分の217.5</u>	<u>100分の174.0</u>	<u>100分の130.5</u>	<u>100分の65.25</u>	12月1日	<u>100分の210.0</u>	<u>100分の168.0</u>	<u>100分の126.0</u>	<u>100分の63.0</u>
3・4 (略)					3・4 (略)				